

業務委託基本約款

(2026年1月1日改定施行)

業務委託基本約款
(2026年1月1日施行)
N S 施チレンモノマー株式会社
目 次

目 次	1
第1章 総則	5
第1条（目的）	5
第2条（適用）	5
第3条（信義誠実）	5
第4条（法令等遵守義務）	5
第5条（環境汚染防止義務）	6
第6条（災害防止義務）	6
第7条（労災付保及び補償手続）	7
第8条（保険の付保）	7
第9条（甲の定める諸規程の遵守等）	7
第10条（争議行為の通知）	7
第11条（経営上の重大事項告知義務）	8
第2章 契約成立	8
第12条（電磁的記録の提供）	8
第13条（購買システムの利用）	8
第14条（パスワード等の管理）	9
第15条（契約の成立等）	9
第16条（契約内容の変更）	9
第17条（個別契約にない事項）	10
第3章 乙の履行準備、支給品等	10
第18条（見積り）	10
第19条（設計等に関する書類の承諾等）	10
第20条（本業務管理者責任等）	10
第21条（本業務時間帯の配置）	11

第22条（材料等の指定）	11
第23条（支給品等）	11
第24条（支給品の取扱い）	11
第25条（材料等の検査及び搬出入）	12
第4章 本業務の実施	13
第26条（本業務の実施）	13
第27条（代替実施）	13
第28条（梱包輸送費等の負担）	14
第29条（本業務の品質・期日の管理及び立入検査）	14
第30条（引渡し）	14
第31条（検査、検定及び検収）	15
第32条（検査）	15
第33条（検定）	15
第34条（検収）	16
第35条（保証書検収）	16
第36条（減価採用）	16
第37条（所有権の移転）	16
第38条（危険負担）	16
第39条（契約不適合責任）	16
第40条（不具合対応等）	17
第41条（報告・連絡義務）	18
第42条（報酬の支払）	18
第43条（関連業務との調整）	18
第44条（機能保証）	18
第5章 一般規程	19
第45条（損害賠償）	19
第46条（製造物責任）	19
第47条（再委託の禁止）	19
第48条（相殺）	20
第49条（代理人）	20
第50条（発注者代理）	20
第51条（権利義務譲渡の禁止）	20
第52条（データ等の不正取得禁止）	20
第53条（秘密保持義務）	21

第 5 4 条（知的財産権の実施・使用及びその侵害防止）	22
第 5 5 条（知的財産権の帰属）	23
第 5 6 条（知的財産権実施許諾等の条件）	24
第 5 7 条（甲の解除権等）	24
第 5 8 条（契約解除時の措置）	25
第 5 9 条（乙の解除権等）	26
第 6 0 条（反社会的勢力の排除）	26
第 6 1 条（不可抗力による本業務期日の延長等）	27
第 6 2 条（残存条項）	27
第 6 3 条（管轄裁判所）	27
第 6 4 条（協議事項）	27
第 6 章 取適法適用取引の場合の特則	27
第 6 5 条（取適法適用取引の場合の特則）	27

業務委託基本約款

第1章 総則

第1条（目的）

この業務委託基本約款（以下、「約款」という。）は、注文者N S 施レンモノマ一株式会社（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が締結する個々の契約で定める、試作品などの物品等の製造・制作業務を委託する契約、又は役務（物品の試験などを指し、以下単に「役務」という。）の提供業務を委託する委任（準委任を含む。）契約（製造・制作業務の委託契約において製造・制作される物品等と、役務提供業務の委託契約において作成される報告書その他の資料を、以下併せて「成果物」と総称する。）に關し、必要な基本事項を定めることを目的とする。乙は、個々の契約に定める各業務（以下「本業務」という。）の乙による実施が、甲の事業遂行において重要な構成要素となることを適切に認識し、委託された本業務の各プロセスを適切に実施する責任があることを承知した上で、約款に定める事項に従って、甲との契約を締結し、履行するものとする。

第2条（適用）

- 1 甲及び乙は、約款及び第15条に基づき締結する個々の契約（以下「個別契約」といい、「約款」及び「個別契約」を併せて「本契約」という。）を遵守しなければならないものとする。
- 2 個別契約の締結に先立ち、甲乙間で、甲乙間の取引は約款に従う旨の確認書を取り交わしている場合については、約款の規定は個別契約締結の準備のために行った行為についても適用されるものとする。
- 3 乙は、本契約に関する一切の書面を、日文で作成、提出することとし、外国文で作成し、又はされた書面を提出するときは、日文の訳文を添付し、訳文に関する一切の責任を負うものとする。但し、英文によるとることができると個別契約に別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。
- 4 個別契約により約款と相違する内容を定めたときは、個別契約の定めが優先する。

第3条（信義誠実）

甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実に本契約を履行するものとする。

第4条（法令等遵守義務）

- 1 乙は、本契約の履行にあたり、関係法令、監督官庁からの指示命令等及び公正妥当と認められる社会のルールを遵守しなければならない。万一、これらに違反し、損害賠償請求その他の紛争が生じた場合には、乙は自己の責任と負担において解決するものとする。
- 2 乙は、前項に規定するものの他、次の各号に掲げる事項を遵守し、適切に本業務を実施

することを表明し保証するものとし、甲が乙に対して、これらに関する具体的対応を求める場合は、乙はこれに応じるものとする。

- ①コンプライアンス：社会規範を遵守した企業活動の推進、責任ある鉱物の調達
- ②安全・品質：安全性及び品質を確保した製品・サービスの提供
- ③人権・労働：人権と多様性の尊重、安全で快適な職場づくり
- ④環境：資源の再利用及び環境保全の推進による持続可能な社会の実現

第5条（環境汚染防止義務）

- 1 乙は、本契約に関し、環境汚染防止に関する各種法令、監督官公庁からの指示命令等及び甲の定める環境汚染防止に関する規程等を遵守し、積極的に環境の整備に関する諸対策を講じなければならない。
- 2 乙は、甲が総合的な環境汚染防止対策その他理由から環境汚染防止に関する措置を要請した場合は、直ちにこれに従わなければならない。
- 3 乙は、環境汚染が発生し又は発生するおそれがある場合は、自らの責任において直ちに臨機の措置を講ずるとともに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、本契約に関し、騒音、振動、地盤沈下その他の理由から甲又は乙が、乙の使用人（「使用人」とは、再委託先（第47条に定める。）及びそれらの従業員を含む。以下同じ。）又は第三者から本契約の履行の停止、本契約の履行方法の改善等の請求を受けた場合は自らの責任において解決するものとする。
- 5 本条第1項乃至第4項の他、甲は、本契約に基づく乙の業務に関連して甲が環境汚染防止上必要と認める措置を、自ら又は第三者をして実施することができるものとする。
- 6 本条第1項乃至第5項の措置に要した費用は、原則として、乙が負担するものとする。但し、乙に負担させることが適切でないと認められる費用については、甲が負担するものとする。

第6条（災害防止義務）

- 1 乙は、本契約の履行に際し、労働基準法、労働安全衛生法その他の法令、監督官公庁の指示命令等及び甲の定める安全衛生、防災、火災の予防等に関する規程、基準等を遵守し、積極的に災害を防止しなければならない。
- 2 乙は、甲所有又は甲が使用する敷地内（以下「本敷地内」という。）において本業務を実施する場合、災害防止担当責任者を設置する等災害防止体制を整え、甲の災害防止責任者と密接な連絡をとらなければならない。
- 3 乙は、甲が総合的な災害防止対策その他の理由から災害防止に関する措置を要請した場合は、直ちにこれに従わなければならない。
- 4 乙は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、自らの責任において直ちに臨機の措置を講ずるとともに甲に報告しなければならない。

- 5 第1項乃至第4項の他、甲は、本契約に基づく乙の業務に関連して甲が災害防止上必要と認める措置を、自ら又は第三者をして実施することができるものとする。
- 6 第1項乃至第5項の措置に要した費用は、原則として、乙が負担するものとする。但し、乙に負担させることが適切でないと認められる費用については、甲が負担するものとする。

第7条（労災保険付保及び補償手続）

- 1 乙は、乙の使用人に労働者災害補償保険法、船員保険法等による保険を付すとともに、十分な補償体制を維持しなければならない。
- 2 乙は、乙の使用人が本契約の履行に起因して負傷、疾病にかかり又は死亡した場合は、前項の保険による補償手続を行わなければならない。

第8条（その他の保険の付保）

乙は、前条に規定するものの他、必要に応じて成果物、業務、その他本契約の履行に関連して必要となる事項につき適正な保険（生産物賠償責任保険を含む。）を付保するものとする。また、納期その他の本契約の内容に変更が生じた場合、付保内容を適正なものに変更するものとする。

第9条（甲の定める諸規程の遵守等）

- 1 乙は、本契約に定めるものの他、甲の定める諸規程を遵守しなければならない。
- 2 甲は、緊急を要する場合であり、かつ安全確保等の必要性がある場合に、前項の規程遵守、秩序維持のため、乙の使用人に必要な指示をすることができるものとし、乙は、乙の使用人をしてこれに従わせなければならない。
- 3 甲は、本敷地内において本業務を実施するにあたり、乙の使用人の中で不適当と認めた者については、乙に対して理由を明示しその者の交代を要求し、又は本敷地内への立入りを禁止することができるものとし、乙は、自己の責任と負担においてこれに従い甲に一切迷惑をかけないものとする。

第10条（争議行為の通知）

- 1 乙は、次の各号が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに甲に通知しなければならない。
 - ①乙と乙の労働組合又は乙の使用人との間の争議行為
 - ②乙の再委託先とその労働組合又はその従業員との間の争議行為
- 2 乙は、前項に定める争議行為によって甲の業務に支障が生ずることのないように努めなければならない。
- 3 甲は、第1項に定める争議行為に対処し、甲の業務上の支障を回避又は防止するために

臨機の措置をとることができるものとする。

第11条（経営上の重大事項告知義務）

- 1 乙は、乙について次の各号に定めるいづれかの事由が生じる場合、あらかじめ甲に通知しなければならない。
 - ①事業譲渡、合併、会社分割、株式移転その他組織再編行為
 - ②増資又は減資
 - ③主要株主（乙の議決権を10%以上有する者）の異動
 - ④商号の変更
 - ⑤代表者の変更
 - ⑥本店所在地の変更
 - ⑦甲乙間の取引に影響を及ぼすおそれのある事業体制の変更
 - ⑧第57条第1項各号に定める解除事由
 - ⑨その他経営に重大な影響を及ぼす事由
- 2 乙は、甲が乙の事業報告、財務諸表その他甲が必要とする資料の提出を要請した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

第2章 契約成立

第12条（電磁的記録の提供）

- 1 甲及び乙は、原則として、本契約に定める各書面の交付、通知又は報告を甲の購買システム（以下「本システム」という。）を利用した電磁的記録の提供（当該電磁的記録が本システムのサーバーに記録、保存されることをいう。）により行うものとする。なお、本条の規定は、甲又は乙が本システムを利用せずに、書面をもって相手方に行う意思表示の効力を制限し、又は失わせるものではない。
- 2 乙は、本システムを利用して甲と取引を行う場合、注文請書を提出したことをもって、甲が別途通知した「一般購買システム（CPM）取引の代金支払条件」に記載された内容について承諾したものとみなす。
- 3 甲乙間の取引が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）の適用を受ける場合において、乙から甲に対して、電磁的記録の提供を受けない旨の申し出があったときは、甲は、当該申し出以降の取引について書面を交付するものとし、支払条件について協議の申入れがあった場合は誠実に協議を行う。

第13条（購買システムの利用）

- 1 乙が前条に基づき本システムを利用する場合、乙は甲に対し、本システムの利用に先立ち、乙の本システムの管理責任者（以下「システム管理責任者」という。）の氏名、連絡

先等を甲所定の方法により通知するものとする。なお、システム管理責任者を変更する場合にも同様の通知を行うものとする。

- 2 甲は乙からの前項の通知を踏まえ、システム管理責任者に対し、本システムの ID 及びパスワードを付与するものとする。
- 3 乙は甲に対し、乙のシステム管理責任者の行為について全ての責任を負う。

第14条（パスワード等の管理）

- 1 システム管理責任者は、本システムの ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、甲は、乙の ID 又はパスワードの濫用等に起因する乙の損害について、理由の如何を問わず一切責任を負わない。
- 2 乙は、ID 又はパスワードの再発行を希望する場合には、直ちに甲所定の方法で甲に申し出るものとする。
- 3 甲及び乙は、本システムを利用して相手方から提供を受けた電磁的記録を、相手方の真正な意思表示とみなす。

第15条（契約の成立等）

- 1 個別契約は、次の各号のいずれかの時点で成立するものとする。
 - ①本システムを利用する場合、当該個別契約は、本システム上で、甲が提出した注文書の内容を記載した電磁的記録に対し、乙が注文請書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を甲に提出したとき
 - ②本システムを利用しない場合、当該個別契約は、甲からの注文書等（以下、単に「注文書等」という。）による申込に対し、乙が注文請書その他の当該申込に対する承諾の意思を表示した書面を甲宛に発信（ファクシミリ、メール等の電信手段による意思表示を含む。）したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が注文書等受領後、5営業日（甲を基準とする。）以内に甲に対し何らの申出もしなかったとき、甲の交付した発注書を契約内容とする個別契約が成立する。

第16条（契約内容の変更）

甲は、必要と認めるときは、乙と協議のうえ本契約の内容を変更することができるものとする。これにより報酬（以下、単に「報酬」という。）の増減、本業務実施期日（第26条にて定める。）の変更、損害等が生じる場合、乙は速やかにその内容を甲に通知するものとし、甲乙協議のうえ当該報酬の増減、本業務遂行期日の変更、損害の補填等の取扱について決定する。

第17条（個別契約にない事項）

乙は、個別契約に記載のない事項であっても契約内容及び本業務内容から考慮して当然実施すべきと合理的に判断される事項については、甲に通知のうえ、本業務の一部として実施するものとする。この場合、報酬及び本業務期日については、別途甲乙協議のうえ決定するものとする。

第3章 乙の履行準備、支給品等

第18条（見積り）

- 1 乙は、甲からの見積りの照会に対し、提示された本業務にかかる仕様書等（以下「本業務仕様書等」という。）に基づき見積書を作成し甲に提出する。
- 2 本業務仕様書等に記載のある事項のうち、見積書に乙において対応出来ないなどの理由の記載のないまま、見積書に記載のない事項は、当該見積書で提示された内容に含まれているものとみなす。
- 3 第1項に従い提出された見積書の中で本業務仕様書等に基づかない事項については、乙は、その旨を理由とともに明記するものとする。また、本業務仕様書等に記載されないと否と問わず、本業務仕様書等に記載された本業務の内容から考慮して、当然必要とされる事項については、乙は、見積書にその旨を理由とともに明記しその見積りの範囲に含めるものとする。

第19条（設計等に関する書類の承諾等）

- 1 乙が、本業務の実施にあたり設計書等の作成を行う場合、乙は、甲から別段の指示がない限り、個別契約に定めるところに従い、本業務に必要な材料発注及び本業務着手に先立ち、設計書等に関する書類を甲に提出し、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、前項に定める甲の承諾があったことをもって、本契約に基づく受託者としての乙の義務及び責任を免除又は軽減されない。

第20条（本業務管理者責任等）

- 1 乙は、本業務毎に、本業務に関する管理責任者（以下「本業務管理責任者」という。）及び法令によりその他の責任者の配置が必要な場合には、これらの責任者（以下、併せて「本業務管理責任者等」という。）及び指揮命令系統を定め、事前に書面により甲に通知し、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、法令等により必要な場合は、本業務管理責任者等をして、本業務の実施中現場に常駐させるとともに、本業務の指揮・監督、安全衛生管理その他本業務の実施に必要な一切の事項を処理させ、その責任を負わせなければならない。
- 3 甲は、本業務管理責任者等として不適当と認めた者については、乙に対して理由を明示しその者の交代を要求し、又は本敷地内への立入りを禁止することができるものとし、乙

は、自己の責任と負担においてこれに従い甲に一切迷惑をかけないものとする。

第21条（本業務時間帯の配置）

乙は、本敷地内において本業務を実施する場合は、乙の使用人が本業務に従事する時間帯を甲の指定する時間帯と一致させなければならない。但し、事前に甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第22条（材料等の指定）

- 1 乙は、個別契約に定めがある場合には、成果物及び本業務の品質・整備の効率性を確保するため、甲が指定した材料、部品及び機器（以下「指定品」という。）を使用して、本業務を実施するものとする。
- 2 個別契約に前項の定めがある場合に、乙が、指定品以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得るものとする。

第23条（支給品等）

- 1 甲は、本契約の履行に関し必要と認めるときは、本業務に必要な材料、部品、半製品、製品、用役（電力、用水等を指す。）等（以下、併せて「支給品」という。）を乙に無償若しく是有償で支給し、又は販売斡旋する。当該支給品の支給条件、内容等については、個別契約に定めるものとする。
- 2 甲は、必要と認める場合は、乙に対する用役の供給量を制限し又は供給を停止することができる。
- 3 乙が前各項の定めに反したことにより生じた損害は、全て乙の負担とする。

第24条（支給品の取扱い）

支給品の取扱いは、次の各号の定めに従うものとする。

- ①乙は、前条に規定する支給品の引渡しを受けた場合は、直ちにこれを検査し、万一、支給品に本業務実施上不適格なものを発見した場合は、直ちに甲に通知し、甲の指示するところに従うものとする。
- ②乙は、支給品を善良なる管理者の注意をもって使用、保管等するとともに、事前に甲の書面による承諾なしに個別契約の目的以外に使用してはならない。
- ③乙は、支給品を事前に甲の書面による承諾なしに、第三者に譲渡、貸与、担保権等の設定等の処分をしてはならない。
- ④乙は、甲から無償支給された支給品（以下「無償支給品」という。）が甲の所有に属することを明示し、常にその状況を明確にしておかなければならない。
- ⑤乙は、無償支給品について第三者より差押、仮差押、仮処分等の処分を受け又は受けおそれのあるときは、当該無償支給品が甲の所有に属することを主張・証明すると

ともに、直ちに甲に通知し甲の指示に従わなければならない。

- ⑥甲又は甲の委託を受けた第三者は、支給品の使用、保管その他の管理状況を調査するため、いつでも乙の事務所、倉庫等に立入り、又は乙に報告書の提出を求めることができる。
- ⑦乙は、無償支給品が滅失、毀損、変質等し、又は盜難にあったときは、自己の責任と負担において補修を行うとともに、甲の損害を賠償しなければならない。
- ⑧本契約が終了したとき、解除されたとき又は甲が返還を要求したときは、理由の如何を問わず、乙は、無償支給品を自己の責任と負担において直ちに甲に引渡さなければならぬ。この場合、甲は、引渡を受けるまで報酬の支払を拒むことができるものとし、乙は、占有している無償支給品（乙が甲に対して代金を支払っていない有償の支給品を含む。）を留置する権利を放棄する。
- ⑨甲が乙に貸与した書類（仕様書、設計図その他一切のものを指す。）及びそれらを複写・複製した書面についても、本条が適用されるものとし、乙は支給品と同様に取扱うこととする。
- ⑩甲から乙に対して本業務の発注が 12 カ月間無い場合、支給品の取扱いについて甲乙別途協議を行うものとする。

第25条（材料等の検査及び搬出入）

- 1 乙が本業務に使用する材料、器具、仮設物、機械等（以下「材料等」という。）のうち個別契約又は甲の指示により指定されたものについては、事前に甲の検査に合格したもの又は甲の承諾を受けたものでなければならない。この場合、検査に要する費用は乙の負担とする。
- 2 前項の検査の項目、方法等は個別契約に定めるものとする。なお、個別契約に定めのない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に不合格となった材料等については、直ちに代替品を用意し、改めて第1項の検査を受けなければならない。
- 4 個別契約又は甲の指示により指定された材料等について、乙が甲の検査又は承諾を受けない材料等を使用した場合には、甲は、乙に材料等の全部又は一部の取替えを要求することができるものとし、かかる場合において乙は、甲の要求が不合理でないときはこれに従うものとする。なお、これに要する費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、材料等を本敷地内に搬入するとき又は本敷地内から搬出するときは、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。
- 6 甲は、乙が搬入した材料等の紛失又は破損につき、一切その責任を負わないものとする。

第4章 本業務の実施

第26条（本業務の実施）

- 1 乙は、本契約及び甲の指示に従って、本業務の実施に着手し、個別契約に定める本業務の完了期限（以下「本業務期日」という。）までに完了しなければならない。
- 2 乙は、本業務の実施については、善良な管理者の注意をもって本業務を遂行する。
- 3 乙は、個別契約に定める仕様、甲の提示する図面、規程及び指示に疑義を生じ又はそれらが不適当であると考えるときは、直ちに甲に通知し、甲の書面による新たな指示を受けなければならぬ。
- 4 乙が前項の定めに反したことにより生じた損害は、全て乙の負担とする。
- 5 乙は、本業務に関し、経験及び知見を有するとともに甲所定の教育（甲が要求した場合に限る。）を受講した乙の使用者を確保し、当該本業務を実施させなければならない。なお、関係法令に定める特定の本業務を行う者は、当該特定の本業務に必要な資格を有した者でなければならない。
- 6 乙は、本業務が個別契約に定める本業務期日までに完成できないおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に書面又は電磁的記録により通知するとともに、甲の指示を受けなければならない。
- 7 乙が本業務期日までに本業務を完了できなかった場合は、本業務期日の翌日から起算して、当該本業務が完了するまで、1日につき個別契約価格の1/1,000相当額の支払を請求しうる他、その他甲が必要と認める措置をとることができるものとする。但し、遅延の原因が、甲が責を負うべき事由に基づく場合はこの限りでない。
- 8 前項の規定は、乙が甲に対して負うべき損害賠償義務の金額をあらかじめ定めるものであり、乙は、甲に生じた具体的に立証できる損害額が前項の金額を下回る場合であっても、前項の金額を支払う義務を免れないものとする。但し、甲に生じた具体的に立証できる損害額が前項の金額を上回る場合には、前項の請求に加え、甲は、前項の金額を上回る部分について乙に請求することができる。

第27条（代替実施）

- 1 乙の本業務の遅延、不能等により甲の業務に支障が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、甲は、乙の負担において自ら又は第三者を使用して本業務を実施することができるものとする（仕掛品がある場合は、当該仕掛品を甲又は甲が指定した第三者へ乙は引き渡す。）。この場合、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 2 前項の場合、甲は、乙が本業務に使用する材料等及び諸設備（成果物を甲へ引き渡すためのものを含む。）で必要と認められるものを、無償で自ら使用し又は第三者に使用させることができるものとする。

第28条（梱包輸送費等の負担）

成果物の引渡しに要する費用（梱包費、輸送費を含むがこれらに限られない。）は、個別契約に別段の定めがある場合を除き、原則として本業務の報酬に含まれているものとする。

第29条（本業務の品質・期日の管理及び立入検査）

- 1 甲は、本業務の完了前においても、本業務状況、本業務の品質及び本業務期日管理状況を確認するために、乙の同意を得て、進捗状況を検査し、実施中の本業務内容又は本業務が実施されている現場に立入り、検査できるものとする。
- 2 乙は、個別契約又は甲の指示により、甲が立会う旨を通知された本業務については、甲の立会を受けて実施するものとする。

第30条（引渡し）

- 1 成果物の引渡しは、乙が成果物の全量について納入（乙又は乙の使用人が成果物を、個別契約に定める場所に持ち込むことをいう。）した時に完了するものとする。但し、これらの引渡し方法又は引渡し時点について、個別契約に別段の定めがある場合は、この限りではないものとする。
- 2 甲は、甲の指示により、乙が成果物を分割して納入する場合には、分割した個々の成果物について、都度引渡しの完了を認めることができる。
- 3 乙は、成果物の引渡しとともに、個別契約の定めに従い、成果物の性能、品質、形状等本契約に定める仕様を満たすことを証明する書類その他資料を甲に提出しなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、甲は、乙が成果物の引渡しとともに提出すべき前項の書類その他資料を甲に提出しない場合は、その資料が提出されるまで成果物の引渡しの完了を認めないことができる。
- 5 甲は、乙が個別契約に定める数量を超過して成果物を納入したときは、一定の期間を定め乙に対し当該超過納入した成果物の引取りを催告し、乙の責任と負担で引き取らせることができる。但し、急を要する場合及び乙が催告に応じない場合は、甲は当該超過納入分成果物を処分し、その費用を乙へ請求することができる。
- 6 成果物の引渡し期日前であっても、甲は、乙の債権者に成果物が差押えられるおそれがある場合その他合理的な理由がある場合は、成果物又はその仕掛け品の全部又は一部の引渡しを請求することができ、乙は、これに従わなければならない。この場合、甲は、引渡しを受けた成果物について乙と協議のうえ、代金として決定した金額を乙に支払うものとする。

第31条（検査、検定及び検収）

甲は、成果物を受領したときは、速やかに次条に定める検査を行い当該検査の結果に基づいて第33条に定める検定を実施し、第34条に定める検収を行うものとする。

第32条（検査）

- 1 検査とは、甲が、納入された成果物が個別契約に定める仕様等を満たしているか否かを検証することをいう。なお、乙は、事前に甲から検査への立会を求められたにもかかわらず、自己の都合により検査に立会わなかつたときは、検査の結果に一切異議を申立てることができないものとする。
- 2 検査の具体的な内容、方法等については、個別契約に定めるものとし、個別契約に定めのない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙は、甲からの請求があった場合には、検査に必要な資料、データ、サンプル等を無償で甲に提供しなければならない。
- 4 甲は、検査において必要があると認めたときは、成果物の一部を解体して検査をすることができるものとする。この場合の解体及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。なお、解体して行う検査は必要最小限の範囲で行うものとし、その範囲、方法等については甲乙協議のうえ決定する。
- 5 甲は、前項に定める費用を除き、検査に要した費用を負担するものとする。但し、甲乙別途協議のうえ、異なる定めをすることを妨げない。

第33条（検定）

- 1 検定とは、検査完了後、甲が、速やかに成果物が個別契約に定める仕様等を満たしているか否かの合格、不合格の判定を行うことをいう。
- 2 検定により甲が成果物を不合格と判定した場合（検定前に不合格であると判定した場合を含む。）、甲は、乙に対して相当期間を定めて、次の各号のいずれかを請求することができる。なお、いずれの請求も、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - ①乙の負担による成果物の修補、代品の引渡し、又は不足分の引渡し等の履行の追完（以下、併せて単に「履行の追完」という。）請求
 - ②代金の減額請求
 - ③個別契約の全部又は一部の解除
- 3 乙は、前項に基づき甲が請求した履行の追完と、異なる方法での履行の追完を行うことはできない。
- 4 甲は、第2項により修補された成果物について、新たに検査及び検定を行うものとし、当該検査及び検定については、前2条及び本条の規定を適用する。
- 5 乙が、修補を実施しないときは、甲は、乙の負担において、自ら又は第三者を使用して修補をすることができるものとする。

第34条（検収）

検収とは、検定に合格した成果物を、個別契約に定める必要書類等とともに甲が受け入れることをいう。なお、甲は、検定の結果合格となった場合には、速やかに検収を行うものとする。

第35条（保証書検収）

- 1 甲は、乙による成果物の引渡し後、やむを得ない事情により相当期間内に検査を行うことができない場合、乙による保証書の提出により条件付検収を行うことができる。但し、条件付検収において不合格と判定された場合は第33条第2項の規定によるものとする。
- 2 甲は、前項の場合、前条に基づく検収がすべて完了するまでの間、個別契約に定める成果物の代金の相当部分の支払を留保することができるものとする。

第36条（減価採用）

- 1 甲は、第33条の規定にかかわらず、検定の結果、不合格と判定された本業務又は成果物の全部又は一部を検収することができるものとする。
- 2 前項の場合、報酬は不合格の事由に応じて減額されるものとし、その減額割合等については、検定の結果を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第37条（所有権の移転）

- 成果物の所有権は、甲が、第34条若しくは前条に基づき成果物の検収を完了し、又は第35条に基づき成果物を条件付検収した時に、乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、検収前においても、乙の債権者に成果物又はその仕掛品の全部又は一部が差押えられるおそれがある場合その他合理的理由がある場合は、甲は、乙に所有権の移転を請求することができるものとする。この場合、成果物又はその仕掛品の全部又は一部の所有権は、甲の当該請求時をもって乙から甲に移転するものとする。

第38条（危険負担）

乙は、成果物につき検収前に生じた一切の損害を負担するものとする。但し、甲の故意又は重大な過失に帰すべき場合はこの限りでない。

第39条（契約不適合責任）

- 1 本契約に定める内容との不適合（種類又は品質に関して、本契約の内容、又は本契約の趣旨若しくは取引上の社会通念に照らして契約内容として当然に予定されている内容に適合しないことをいい、以下「契約不適合」という。）の責を負う期間（以下「契約不適合責任期間」という。）内において、成果物及び本業務の内容に契約不適合が生じ又は発見された場合は、甲は乙に対し、相当期間を定めて乙の費用負担による履行の追完請求、

報酬の減額請求、又は本契約の全部若しくは一部の解除ができるものとする。なお、乙は、甲が請求した方法と異なる方法での履行の追完を行うことは出来ないものとし、これらいずれの場合も、甲が乙に対し、損害賠償の請求をすることを妨げない。

- 2 契約不適合責任期間は、個別契約に別段の定めがある場合を除き、検収後1年とする。
- 3 契約不適合責任期間経過後といえども、乙の故意又は過失に基づく重大な契約不適合については、甲は、第1項の請求又は本契約の全部若しくは一部の解除を行うことができるものとする。
- 4 甲は、第1項の履行の追完請求のうち成果物の補修等を請求する場合において、甲の業務に支障が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、乙の費用負担において自ら又は第三者をして当該補修等を行うことができるものとする。
- 5 乙は、第1項の履行の追完請求を受け、成果物の補修等を行った場合、補修等を行った部分（以下「補修等部分」という。）の検収後、当該部分について、本条第1項乃至第3項の責任を負うものとする。但し、補修等部分が成果物の全体機能に重大な影響を与えると判断される場合、乙は、成果物全体について、補修等部分の検収後、本条第1項乃至第3項の責任を負うものとする。
- 6 乙は、契約不適合責任期間内（前2項で延長されている場合は延長期間を含む。）において、甲が必要と認める場合は、修理保全に万全を期すため、甲乙協議のうえ、適当と認められる措置を講じなければならない。
- 7 本条の規定は、第45条に基づく甲の乙に対する権利行使を妨げるものではない。

第40条（不具合対応等）

- 1 前条の定めの他、甲が乙により提供された役務の内容、役務の提供過程、受領した成果物において、契約不適合、欠陥、製品仕様等との相違その他異常（以下、併せて「不具合等」という。）を発見した旨を乙に申し立てた場合、乙は、甲と協議のうえ、必要な措置を取るものとする。なお、乙は甲に対し、当該措置の内容を書面により報告する。
- 2 乙が甲以外の事業者に提供した役務若しくは納入した成果物の同型又は同種のもの（甲の仕様指定等により一部外観又は形状の異なるものを含む。）に不具合等が発見された場合、又は乙が甲以外の事業者に納入した物品等に不具合等が発見され、乙が甲に納入した成果物においてもこれと同種若しくは類似する不具合等が発生若しくは存在する可能性がある場合は、乙は甲に対して、直ちに当該不具合等が発見された事実及びその内容等を通知しなければならない。
- 3 乙は、甲が前項の通知を受けて成果物の点検を行う場合で、甲の要請があるときは、当該点検に最大限協力しなければならない。
- 4 本条第1項乃至第3項に定める措置及び通知の実施並びに点検への協力は、契約不適合責任に基づく甲の請求内容の履行義務その他本契約又は法令に基づいて乙が負う義務を免れさせるものではない。

第41条（報告・連絡義務）

- 1 乙は役務の提供が完了したとき、直ちに書面をもって甲に報告し、提出すべき成果物がある場合は併せて提出する。
- 2 提出すべき成果物がある場合、乙は、当該成果物を甲指定の様式で作成しなければならない。当該様式で作成していなかった場合、甲は、乙の責任と負担で、当該成果物の再作成及び再提出を求めることができる。
- 3 乙は、本業務の進捗状況を、適宜（甲からの要求があったときを含む。）書面（甲指定の様式がある場合はそれに従う。）又は電磁的記録により甲に提出するものとする。
- 4 前項に規定かかわらず、乙は、本業務の実施に際して、不測の事態又は緊急事態が発生し、本業務に支障が生じ又は生じる恐れがある場合には、直ちに甲にその旨を連絡とともに、周囲への被害を極力軽減するように応急措置を講じる等、責任をもって適切な措置を講じなければならない。

第42条（報酬の支払）

甲は乙に対して、個別契約に基づき甲乙間で合意した支払条件に従って本業務の報酬を支払うものとする。但し、個別契約に支払条件がない場合において、成果物の製造・制作業務の場合は検収完了後に、役務の提供業務の場合は役務提供が完了し、甲への報告完了後（一定の成果物の提出が予定されている契約の場合には、当該成果物の提出後）に、甲の定める基準に従って本業務の報酬を支払うものとする。なお、振込手数料その他の支払に要する費用については、個別契約における明示的な合意がない限り甲が負担する。

第43条（関連業務との調整）

甲及び乙は、乙の実施する本業務が甲の発注による第三者の実施する他の業務と密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの実施について調整を行うものとする。この場合、乙は、甲の調整に従い、第三者が行う本業務の円滑な実施に協力しなければならない。

第44条（機能保証）

- 1 乙は、実施する役務又は甲へ納入する成果物が、個別契約に定める仕様、機能、条件等並びに関係法令及び監督官庁の定める基準を満足することを保証する。
- 2 乙は、甲の求めに応じ、甲が指定する第三者をして、成果物が個別契約に定める仕様、機能、条件等並びに関係法令及び監督官庁の定める基準を満足することを保証させるものとする。
- 3 乙は、甲の求めに応じ、甲が指定する第三者が発行する許可証その他の書面を提出する。

第5章 一般規程

第45条（損害賠償）

- 1 乙が本契約の規定に違反し、甲に損害を与えた場合、甲は乙に対し、相当因果関係を有する一切の損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲は、乙が前項に該当する場合、乙からの損害賠償支払いが完全になされるまで、報酬の支払を延期することができる。
- 3 乙が本契約の規定に違反し、又は乙若しくは乙の使用人の行為により、甲が第三者から損害賠償等の請求を受けた場合は、乙は自らの費用と責任でこれを解決するものとする。
- 4 乙は、本業務の実施により、乙の使用人又は第三者に損害が発生し、これらの相手方との間で紛争が生じた場合は、自らの責任と負担でこれを解決するものとする。

第46条（製造物責任）

- 1 成果物の欠陥（製造物責任法又は諸外国における同種の法令で定める欠陥をいう。以下同じ。）に起因して、成果物又はそれらを使用した甲の製品（以下、総称して「成果物等」という。）が第三者の生命、身体又は財産を侵害したことにより、甲が損害を被ったときは、乙は、訴訟費用を含む一切の当該損害を賠償するものとする。但し、当該損害について適用される製造物責任法又は諸外国における同種の法令で定める免責事由によって乙が免責される場合は、乙は当該責任を負わないものとする。
- 2 成果物等に関連して第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合において、原因の調査、対策の実施等について甲が求めたときは、乙は誠意をもってこれに応じるものとする。
- 3 乙は、品質に係わる図面、仕様書、規格及び製造に関する技術資料、検査成績表等の各原本（原本相当を含む。）等を、成果物を最後に納入してから10年を経過するまで保管する。

第47条（再委託の禁止）

- 1 乙は、本業務の全部又は一部の履行を第三者に委託する（以下「再委託」といい、当該第三者を「再委託先」という。）場合は、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。
- 2 乙は、甲による前項の承認を得た場合は、責任をもって再委託先及びその使用人の管理にあたるとともに、それらの者の行為の結果について責任を負うものとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、いつでも第1項の承認を取消すことができるものとする。
- 4 乙は、再委託先及びその使用人に本契約の趣旨及び内容を周知し、これを遵守させなければならない。

第48条（相殺）

甲は、乙に対して債権を有するときは、当該債権と甲が乙に対して負担する債務とを、当該債権の弁済期日が到来していると否とを問わず、その対当額につき相殺することができるものとする。

第49条（代理人）

- 1 乙は、甲との取引に関して代理人を起用しようとする場合は、代理人に授与する権限の範囲を明らかにした上、甲所定の委任状を甲に届け出て甲から事前の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、代理人の変更若しくは解任を行う場合又は代理人の権限の範囲を変更しようとする場合は、所定の手続により甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、乙の代理人の取引に関する行為について、甲に対し一切の責任を負う。
- 4 乙は、乙の代理人が関与した本業務に関連する本契約上の乙の債務について、当該乙の代理人に連帯保証させなければならない。また、乙は、連帯保証人としての乙の代理人について生じた事由が、乙に対してもその効力が生じる旨を予め承諾するものとする。

第50条（発注者代理）

- 1 甲は、甲の子会社又は関連会社（以下、併せて「甲の子会社等」という。）から要請があった場合は、乙に対して申入れのうえ、当該甲の子会社等から授与された本業務に関する権限の範囲内で、当該甲の子会社等の代理人として、甲が乙と交渉を行うことができる。
- 2 甲乙間の交渉の結果合意が得られたときは、乙と甲に要請を行った甲の子会社等との間で契約を締結する。

第51条（権利義務譲渡の禁止）

- 1 乙は、事前に甲の書面による承諾がない限り、本契約によって生じる地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならず、また、本契約から生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは担保に供し、又は本契約から生じる義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならない。
- 2 乙が本契約に基づく権利を第三者に譲渡（以下、譲渡対象となる権利を「譲渡対象権利」という。）しようとする場合は、乙は、これを譲り受けようとする者に対して、譲渡対象権利に前項に定める譲渡制限が付されていることを通知しなければならない。

第52条（データ等の不正取得禁止）

乙は、本契約の履行に必要な範囲を超えて、甲の製造所、研究所その他事業所における生産、操業、設備、販売、購買、技術、研究開発その他事項に関する一切の情報及びデータ（甲から乙に提供された甲の規程、技術基準、作業手順、通知、資料、プログラム、ノ

ウハウ等を含み、かつ第54条第1項に基づく知的財産権の実施・使用に関する連絡して甲から乙に開示された情報等及び次条第6項の仕様書図面等に記載された情報等を含む。また、乙の製品・試作品等を甲が評価した結果に関する情報を含む。以下同じ。) を取得又は収集してはならない。

第53条（秘密保持義務）

- 1 乙は、甲の製造所、研究所その他事業所における生産、操業、設備、販売、購買、技術、研究開発その他事項に関する一切の情報及びデータのうち、本契約に定める業務の遂行過程（個別契約締結のための準備行為遂行過程を含む。）で知り得たもの、また、甲が乙との取引の過程で開示した情報のうち、秘密であることを明示のうえで開示したもの（以下、総称して「秘密情報」という。）について、厳重にその秘密を保持するものとし、甲の事前の書面による承諾を得ることなく次の各号に定める行為を行わないものとする。
 - ①第三者に開示し、漏洩し、又は提供すること
 - ②本契約の目的以外の目的に使用すること
- 2 前項に定める秘密情報には、乙が当該秘密情報に加工、改変、組合せ、計算、解析等の処理（秘密情報以外の情報との組合せ等による処理を含む。）を施した一切の情報及びデータを含むものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、法令等によって官公署から秘密情報の開示を要求された場合は、当該開示前に甲にその旨の通知をなすものとし、相手方と開示の内容及び方法等について協議し合意のうえ、当該法令等によって要求された必要最小限の範囲に限り開示できるものとする。また、法令等の定めにより当該秘密情報につき秘密を保持するための手続をとることが可能な場合は当該手続をとるものとし、当該手続に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、乙が甲の事前の書面による承諾を得て第三者に秘密情報を開示し、提供し、又は利用させる場合、乙は、当該第三者との間で別途契約を締結するなどして、本契約に基づき自らが負う秘密保持義務（目的外流用禁止義務を含む。以下同じ。）と同等の義務を当該第三者に課し、当該第三者によるかかる義務の履行に一切の責任を負う。
- 5 第1項に定める秘密情報が次の各号のいずれかに該当することを乙が証明できる場合、乙は第1項及び前項の義務を負わないものとする。
 - ①本契約締結時に既に公知であったか、又は本契約締結後に自身の責によらずに公知となったもの
 - ②自身が、本契約締結時に既に知っていたもの
 - ③自身が、権原を有する第三者から秘密保持義務を負わずに正当に入手したもの
 - ④秘密情報によることなく、独自に開発したもの
- 6 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約の成果物の全部又は一部を複製

(写真撮影、複写及び模写を含む。以下同じ。) し、又は甲から乙に提供された仕様書、図面、資料その他書面（次条第1項に基づく知的財産権の実施・使用に関連して甲から乙に貸与されたプログラム（著作権法第2条第1項第10号の2に定めるプログラムをいう。以下同じ。）、技術資料、乙が甲から提供された本業務仕様書に基づき作成した本業務に必要な設計、図面又は仕様書（以下「設計書等」という。）等を含み、以下併せて「仕様書図面等」という。）の翻訳・翻案、改変等をしてはならない。なお、乙は、本契約の履行に関し必要となる範囲においてのみ、仕様書図面等を複製（翻訳・翻案、改変等を伴わないものに限る。）し使用することができるものとする。

7 仕様書図面等及びそれらの複製は甲の所有物とし、乙は、次の各号のいずれかが生じた場合、直ちにこれらを甲に返還するものとする。

- ①本契約の全部若しくは一部が終了又は解除された場合
- ②乙が納期、仕様等で引受け不能が判明した場合又は逸注した場合
- ③その他甲が返還を要求する場合

8 乙は、本業務の遂行に必要最小限の範囲で、乙の使用人及び代理人に対して秘密情報を開示することができる。

9 前項に基づいて秘密情報を開示する場合、乙は本条に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の義務を課し、当該使用人及び代理人によるかかる義務の履行に一切の責任を負う。

10 乙は、甲が別途書面により指定する秘密情報については、特に秘密保持に留意するとともに、甲の指示に従い、乙の使用人及び代理人から甲に誓約書を提出させる等、管理に万全の措置を講じなければならない。

第54条（知的財産権の実施・使用及びその侵害防止）

1 甲は、本契約の履行に関し必要と認める場合は、甲の所有する産業財産権（特許権、实用新案権、商標権、及び意匠権を指し、出願中のものを含む。）、プログラムその他著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）、ノウハウ、製造方法や委託業務の遂行方法その他知的財産権等又は甲が第三者から実施許諾を受けている知的財産権（以下、併せて「甲知的財産権」という。）の実施権又は使用権を乙に許諾することができる。乙は、これらの知的財産権の実施・使用にあたり、甲の指示を遵守するものとする。

2 乙は、乙が実施する技術内容（仕様書図面等に記載された技術内容、甲との打合せ又は甲の指示により決定された技術内容を含む。）に関し、乙又は第三者の知的財産権が存在する場合は、速やかに甲にその内容を通知しなければならない。

3 乙は、以下の各号を甲に保証する。

- ①本契約の履行に関し第三者の知的財産権を侵害しないこと
- ②成果物及び乙から提出された技術情報等の甲による実施・使用（甲から許諾を受けた

第三者による実施及び使用を含み、またこの「使用」には、著作物の複製、翻訳、翻案及び改変を含む。) が第三者の知的財産権を侵害しないこと

- 4 乙は、成果物及び乙から提出された技術情報等に関し、乙が第三者との間に差止訴訟、損害賠償請求その他の知的財産権に関する紛争（以下「法的紛争」という。）が発生するおそれがあること、又は発生したことを知った場合には、直ちに甲へ通知するとともに、万一、乙と第三者の間に法的紛争が生じた場合は、自らの責任と負担においてこれを解決するものとする。
- 5 乙は、甲へ提供した知的財産権に関し、甲（甲から許諾を受けた第三者を含む。）と第三者との間に法的紛争が生じた場合は、当該紛争により甲に生じた損害を賠償するものとする。但し、当該紛争が、甲の具体的指示、甲の責任に起因する場合はこの限りではない。

第55条（知的財産権の帰属）

- 1 乙は、乙又は乙の使用人が、本契約に関し、発明、考案、創作、プログラムその他著作物（二次的著作物を含む。）及びノウハウの創作等（以下、併せて「本発明等」という。）を行った場合は、本発明等を行った者がいずれの者であるかを問わず、直ちにその内容、経緯等を甲に通知する。なお、著作物の創作については、個別契約に定める乙の業務が当該著作物の創作を当然含む場合は、本項に定める通知を要さないものとする。
- 2 前項の通知が乙よりなされた場合、甲及び乙の本発明等に対する寄与度等を勘案し、その権利の帰属その他必要となる事項につき甲乙協議のうえ、書面により合意する。また、甲は、必要と認める場合は、乙に対しいつでも当該協議を申し入れることができ、その場合乙は真摯に協議に応じなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める本発明等に関する一切の権利については、甲に帰属するものとする。但し、甲乙協議のうえ、乙の貢献が多大であることを甲が認めた場合はその限りではない。
 - ①第53条第1項に定める秘密情報に基づく本発明等
 - ②前条第1項に基づき甲が乙に実施・使用させた甲知的財産権に基づく本発明等
- 4 本契約に基づき創作されるプログラムその他著作物の著作権は、個別契約に別段の定めがある場合を除き、その創作後直ちに甲に帰属するものとし、乙は、当該著作物に関する著作者人格権を甲又は甲から許諾を受けた第三者に対し行使しない（乙の使用人をして行使させないことを含む。）ものとする。
- 5 乙は、第2項に基づく甲との協議によりその権利が甲乙共有となった本発明等に関しては、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - ①本発明等に関し産業財産権を受ける権利を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供すること
 - ②本発明等に関する知的財産権を第三者に譲渡し、債務の担保に供し、又は実施許諾す

ること

- ③本発明等に関する産業財産権の出願
- ④プログラムその他著作物の著作権の登録

6 本発明等（第2項及び第3項に基づく協議によりその権利が乙単独に帰属することとなった本発明等を除く。）は、第53条第1項に定める秘密情報とみなすものとし、乙はこれについて第53条に定める義務を負うものとする。但し、特許庁により当該発明等が出願公開された範囲については、この限りでない。

7 乙は、本発明等をなした乙の使用人から、当該本発明等に係る知的財産権を承継するものとし、乙が本契約に定める義務を履行するために必要となる措置（契約の締結、規則の制定等を含む。）を、当該乙の使用人との間であらかじめ講じなければならない。なお、乙の使用人がなした職務発明（職務考案及び職務意匠を含む。）に対する当該使用人への対価支払いなどは、乙が行うものとする。

8 本条及び次条の規定は、甲乙間で共同開発契約等の別段の契約において本発明等に関する知的財産権の取扱いについて異なる定めをしている場合、当該契約には適用しないものとする。

9 甲及び乙は、知的財産権の帰属及び著作者人格権不行使の対価が報酬に含まれることを相互に確認する。

第56条（知的財産権実施許諾等の条件）

前条第2項及び第3項に基づく協議の結果、乙に帰属することとされた本発明等については、乙は、甲からの申入れがあった場合、甲に通常実施権又は非独占的使用権を許諾するものとする。許諾の条件は、甲乙別途協議のうえ、決定するものとする。但し、成果物の使用に伴う実施又は使用については無償かつ無制限とする。

第57条（甲の解除権等）

1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲の一方的な責めに帰すべき事由による場合を除き、あらかじめ何らの通知又は催告をなすことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- ①所有物件又は権利につき、差押、仮差押、競売の申立又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けた場合（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く。）
- ②支払停止があった場合又は破産、特別清算、民事再生、会社更生その他これらに準じる手続開始の申立がなされた場合
- ③手形交換所から不渡報告又は取引停止処分を受けた場合
- ④監督官公庁から営業の取消、停止等の命令を受けた場合
- ⑤事業の廃止、重要な事業の譲渡又は会社の解散を決議した場合

- ⑥財産状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難であると認められる場合
 - ⑦債務の全部の履行が不能であると認められる場合
 - ⑧債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - ⑨債務の一部の履行が不能であると認められる場合又は債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約の目的を達することができないと認められるとき
 - ⑩本契約の性質又は甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができないと認められる場合において、乙がその履行をしないでその時期を経過したとき
 - ⑪第7号乃至第10号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、第3項の通知又は催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないと認められる場合
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲の一方的な責めに帰すべき事由による場合を除き、あらかじめ何らの通知又は催告をなすことなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとする。
- ①債務の一部の履行が不能であると認められる場合
 - ②債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲の一方的な責めに帰すべき事由による場合を除き、あらかじめ通知又は催告をして本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- ①本契約の規定に違反した場合（違反が軽微か否かを問わない。）
 - ②社会的信用を失い又は失うおそれがあると認められる場合
 - ③その他、乙が本契約を履行する能力を欠き又は欠くおそれがあると認められる場合
- 4 甲は、乙が第1項乃至第3項の各号のいずれかに該当する場合、乙の事務所等に立ち入り、甲の所有物を収去することができるものとし、乙は、これに一切異議を申し立てないものとする。
- 5 甲は、乙が第1項乃至第3項の各号のいずれかに該当する場合の他、相当期間をおいて通知することにより、本契約の未履行部分を解約することができる。

第58条（契約解除時の措置）

乙は、本契約の全部又は一部が解除された場合、直ちに次の各号に定める事項を履行しなければならない。

- ①乙は、支給品等、仕様書図面等、その他甲の所有に関わる一切の物品を直ちに甲に返還するものとする。但し、支給品等のうち、甲が乙に対して有償で支給したものについてはこの限りではない。
- ②成果物又は仕掛品があり、甲から引渡しの申入れを受けた場合、乙は、直ちに甲に成

果物又は仕掛品を引き渡すものとする。この場合、甲は、引渡しを受けた成果物又は仕掛品に対する報酬を乙と協議のうえ、決定し、その金額を乙に支払うものとする。

③乙は、前号の規定に基づき仕掛品を甲に引き渡す場合は、乙所有の材料、機器図面、治工具等につき、甲が仕掛品の完成に必要と判断するものを甲に譲渡又は貸与するものとする。この場合、譲渡価格又は貸与価格は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第59条（乙の解除権等）

甲が本契約に違反し乙に損害を与えた場合、乙は、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。この場合、解除の有無にかかわらず、乙は甲に対して損害賠償の請求をすることができるものとする。

第60条（反社会的勢力の排除）

- 1 乙は、自己、自己の代理人又は使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体又は政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、前項の確約に反して、乙、乙の代理人又は使用人が、反社会的勢力に該当し又は前項に違反することが判明した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。
- 3 乙が、本業務の全部又は一部を再委託先に委託する場合において、当該再委託先が反社会的勢力に該当し、又は第1項に違反することが判明したときは、甲は乙に対し、当該再委託先への委託を取りやめるなどの必要な措置をとるよう求めることができる。
- 4 甲が乙に対して、前項の措置を求めたにもかかわらず、乙が従わなかつた場合には、甲は、本契約を解除することができる。
- 5 本条第2項又は前項の定めにより、甲が本契約を解除した場合、乙は甲に対し、当該解除に関する一切の請求及び異議の申立てを行わず、甲に生じる一切の損害を賠償するも

のとする。

第61条（不可抗力による本業務期日の延長等）

- 1 乙は、本業務が天災地変、その他の不可抗力（争議行為は含まない。本条において同じ。）により本業務期日までに実施できないおそれがあるときは、直ちに甲に対して書面で通知するとともに、これを防止するための諸施策を講じなければならない。
- 2 前項の結果、本業務期日の遅延が避けられないときは、甲乙協議のうえ本業務期日を延長できるものとする。
- 3 不可抗力が90日以上継続する場合、甲は、事前に乙に通知することにより本契約を解約できるものとする。なお、当該解約時に未完成の本業務がある場合には、甲乙協議のうえその取扱いを決定するものとする。

第62条（残存条項）

本契約が終了、解除又は解約後においても、第39条、第40条、第45条、第46条、第51条乃至第56条、第63条及び第65条の規定は、なお効力を有するものとする。

第63条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第64条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関する解釈上の疑義については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

第6章 取適法適用取引の場合の特則

第65条（取適法適用取引の場合の特則）

甲乙間の取引に取適法が適用される場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- ①甲が支払いを留保することができると定めている規定（第24条（支給品の取扱い）第8号後段、第35条（保証書検収）第2項、第45条（損害賠償等）第2項）は、その支払留保に合理性がなく製造委託等代金の支払遅延等となる場合は効力を有しない。
- ②第23条（支給品等）第1項に関連し、甲が乙に対して原材料を有償で支給した場合、甲は、当該原材料等の対価を甲が乙に対して支払う製造委託等代金より早期に支払わせてはならない。
- ③前各号のほか、本契約の規定は、取適法の定めるところに従って修正されるものとする。

制定日 2023年4月1日
改訂施行 2026年1月1日